

裁判長
認印



調 書 (決定)	
事件の表示	平成30年(オ)第798号 平成30年(受)第976号
決定日	平成30年9月4日
裁判所	最高裁判所第三小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	岡 部 喜 代 子 山 崎 敏 充 戸 倉 三 郎 林 景 一 宮 崎 裕 子
当事者等	上告人兼申立人 吉井康雄 被上告人兼相手方 学校法人大阪経済大学 同代表者理事長 藤本二郎 同訴訟代理人弁護士 神田知宏
原判決の表示	大阪高等裁判所平成29年(ネ)第1843号(平成30年2月23日判決)

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成30年9月4日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 石上賀一 

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

これは正本である。

平成30年9月4日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 石上 賀一

